

「公害防止に関する細目協定」の改定に係る審議方法の変更について

1 現状と課題

環境審議会総合政策部会(以下「部会」という。)の審議事項の1つとして、「環境の保全の基本的事項に関すること」が定められている。

大分県では立地市と10企業・企業グループとの間で「公害防止協定」が定められている。また、必要に応じて「公害防止に関する細目協定」(以下、「細目協定」という。)を締結し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策の実施を求めている。これまで「公害防止協定」及び「細目協定」の改定を行う際には、「環境の保全の基本的事項」と位置づけ、設備の更新等に伴う環境負荷の増減の程度にかかわらず、一律に部会を開催し、諮問をしてきた。

しかし、部会の開催には委員の半数以上の出席を要するため、常に企業等の設備更新計画等に即して開催できるとは限らないことが予想される。

一方、環境保全の見地からは、最新設備への更新等により環境負荷が低減する場合は、企業等が速やかに設備の更新等に着手することが望ましい。

2 変更内容

最新設備への更新等により環境への負荷が低減する場合の「細目協定」の改定については、直ちに部会を開催することが困難な場合に限り、会長の判断を仰いだ上で各委員に文書で説明を行い、個別に審議していただき、その結果をもって答申をいただくこととしたい。

なお、この場合、次に開催される部会において、審議結果の報告を行うこととしたい。

【参考：公害防止協定の概要】

本県においては、特に大気・水質汚染物質の排出量等の多い主要企業について、事業者と県・立地市との3者間で公害防止協定を締結し、細目協定において排出量等の協定値を定めている。公害の発生に関係のある設備の更新等を行う場合には、事前に、県・市と協議を行う等の対策を講じている。

現在協定を締結しているのは以下の企業・企業グループである。

(大分市立地)

- ・新日鐵住金(株)大分製鐵所
- ・昭和電工(株)及びそのグループ各社
- ・NS スチレンモノマー(株)大分製造所
- ・JX エネルギー(株)大分製油所
- ・住友化学(株)大分工場
- ・王子マテリア(株)大分工場
- ・九州電力(株)新大分発電所
- ・パンパシフィックカッパー(株)佐賀関製錬所
- ・三井造船(株)大分事業所

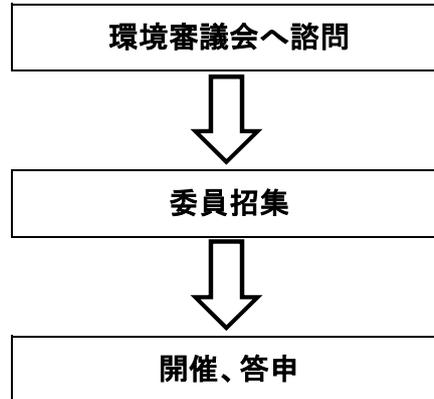
(津久見市立地)

- ・太平洋セメント(株)大分工場

○ 細目協定の改正の流れ

【現行】

- 1 企業等と県・市で協定値の変更について協議、合意
- 2 環境審議会総合政策部会に改正について諮問、答申を得て細目協定を改定



【変更案】

- 1 企業等と県・市で協定値の変更について協議、合意
- 2 環境審議会総合政策部会に改正について諮問、答申を得て細目協定を改定

